

株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2021 年 7 月 9 日

三菱地所株式会社

2021 年 7 月 9 日

株式交換に係る事前開示書類

東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
三菱地所株式会社
執行役社長 吉田 淳一

当社は、株式会社ロイヤルパークホテル（以下「RPH」といいます。）との間で、2021 年 5 月 26 日付けで株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、2021 年 8 月 1 日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、RPH を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に規定する事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容

本株式交換契約の内容は、別紙 1 記載のとおりです。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 交換対価及び割当てについての定め相当性に関する事項

ア 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	RPH (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.025
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：1,368,010 株（予定）	

(注 1) 株式の割当比率

RPH の普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 0.025 株を割当交付します。ただし、当社が保有する RPH の普通株式（本日現在 65,279,600 株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

なお、本株式交換の効力発生日に至るまでの間において、当社若しくは RPH の財産状態・経営状態に重大な変動が生じた場合又は本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生し若しくは判明した場合には、当社及び RPH は、相互に協議し合意

の上、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）を変更することがあります。

（注2）本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換により当社が RPH の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における RPH の株主名簿に記載又は記録された RPH の株主の皆様に対し、その保有する RPH の株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社の株式を交付いたします。当社は、本株式交換に際して交付するすべての株式に、当社が保有する自己株式 1,368,010 株を充当する予定であるため、当社が新たに株式を発行することは予定しておりません。

（注3）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100 株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。当社の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、当社の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買取制度（100 株未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対して、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求し、これを売却することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度（100 株への買増し）

会社法第 194 条第 1 項及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対して、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元（100 株）となる数の当社の普通株式を売り渡すことを請求し、これを買増することができる制度です。

（注4）1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社の 1 株に満たない端数の割当交付を受けることとなる RPH の株主の皆様に対しましては、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い、当該端数に相当する当社の普通株式の交付に代えて、当社の普通株式 1 株当たりの時価に当該端数を乗じて得た額に相当する金銭（1 円未満の端数はこれを切り上げるものとします。）を交付します。なお、「当社の普通株式 1 株当たりの時価」とは、東京証券取引所における本株式交換の効力発生日の前取引日における当社の普通株式の普通取引の終値（当該前取引日においてかかる終値が存在しない場合には、かかる終値が存在する直前の取引日の終値）をいいます。

イ 本株式交換に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

RPH は、新株予約権および新株予約権付社債をいずれも発行しておりません。

ウ 本株式交換に係る割当ての内容の算定の考え方

本株式交換に係る割当ての内容の算定にあたっては、当社は両社から独立した第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社（以下「デロイト トーマツ」といいます。）に株式交換比率の算定を依頼いたしました。

また、RPH は両社から独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）に株式交換比率の算定を依頼いたしました。

当社の第三者算定機関であるデロイト トーマツ及び RPH の第三者算定機関であるプルータスは、いずれも当社及び RPH から独立した算定機関であり、当社及び RPH の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

デロイト トーマツは、当社については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用して算定を行いました。RPH については、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、さらに貸借対照表上の純資産価額に基づく純資産法を、それぞれ採用して算定を行いました。

各算定手法による当社の普通株式の1株当たりの株式価値を1とした場合のRPHの普通株式の評価レンジは、以下のとおりとなります。

算定方法		株式交換比率の 算定結果
当社	RPH	
市場株価法	DCF 法	0.017～0.027
	類似会社比較法	0.014～0.024
	純資産法	0.019～0.030

（注1）

なお、市場株価法においては、2021 年 5 月 25 日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

また、純資産法では、RPH により提示された貸借対照表の簿価純資産額に加え、RPH が保有する不動産及び投資有価証券の含み益を反映させた修正簿価純資産の金額も分析しております。なお、不動産の含み益については、RPH により提示された第三者機関の鑑定結果を参照しております。

デロイト トーマツは、上記株式交換比率の算定に際して、デロイト トーマツが検討した全ての公開情報、両社がデロイト トーマツに提供し、又はデロイト トーマツと協議した財務その他の情報で株式交換比率の算定に際して実質的な根拠となった情報の全てが、正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、デロイト トーマツは、両社とその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に算定、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。デロ

イト トーマツの株式交換比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、RPH の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、デロイト トーマツが DCF 法による算定の前提とした RPH の利益計画においては、大幅な増益を見込んでいる事業年度を含んでおります。これは新型コロナウイルス感染症拡大の影響が緩和されることによる売上増、また、オペレーションの効率化により利益率が改善することによるものです。また、当該利益計画は、本株式交換の実施を前提としておりません。

ブルータスは、当社については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用して算定を行いました。RPH については、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を、また、RPH が、その事業の性質上、重要な不動産を保有していることから修正簿価純資産法を、それぞれ採用して算定を行いました。

各評価方法による当社の普通株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の RPH の普通株式の評価レンジは、以下のとおりとなります。

算定方法		株式交換比率の 算定結果
当社	RPH	
市場株価法	DCF 法	0.023～0.032
	修正簿価純資産法	0.029～0.030

(注 2)

なお、市場株価法においては、2021 年 5 月 25 日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日から遡る 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

ブルータスは、上記株式交換比率の算定に際して、RPH から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、ブルータスは、両社とその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。ブルータスの株式交換比率の算定は、2021 年 5 月 25 日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、RPH の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。なお、ブルータスが DCF 法による算定の前提とした RPH の利益計画においては、大幅な増益を見込んでいる事業年度を含んでおります。これらは新型コロナウイルス感染症拡大の影響が緩和されることによる売上増、また、オペレーションの効率化により利益率が改善することによるものです。また、当該利益計画は、本株式交換の実施を前提としておりません。

当社及び RPH は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を踏まえて慎重に検討し、当社及び RPH の財務状況、資産状況、将来の見通し等

の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、当社及び RPH は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。

なお、本株式交換の効力発生日に至るまでの間において、当社若しくは RPH の財産状態・経営状態に重大な変動が生じた場合又は本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生し若しくは判明した場合には、当社及び RPH は、相互に協議し合意の上、本株式交換比率を変更することがあります。

(2) 当社の資本金及び準備金の額についての定め相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額はありません。かかる取扱いは、法令及び当社の資本政策に鑑み定められるものであり、相当であると判断しております。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. RPH についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

RPH の最終事業年度（2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで）に係る計算書類等の内容は、別紙 2 記載のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社について、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

以上

別紙 1 株式交換契約の内容
(次頁以降に添付)

株式交換契約書

三菱地所株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社ロイヤルパークホテル（以下「乙」という。）は、以下の通り株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下の各号に定める通りである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：三菱地所株式会社

住所：東京都千代田区大手町一丁目1番1号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社ロイヤルパークホテル

住所：東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号

第3条（本株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

- 1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（但し、甲を除く。以下「対象株主」という。）に対し、乙の株式に代わり、その有する乙の株式の数の合計に0.025を乗じて得た数の甲の株式を交付する。
- 2 甲は、本株式交換に際して、各対象株主に対し、その有する乙の株式1株につき、甲の株式0.025株の割合をもって、甲の株式を割り当てる。
- 3 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、以下の各号に定める通りとする。

- (1) 資本金の額 0円
- (2) 資本準備金の額 0円
- (3) 利益準備金の額 0円

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年8月1日とする。但し、本株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要となる場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

- 1 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を受けないで本株式交換を行う。但し、同条第3項の規定により、本契約について株主総会による承認を受けることが必要となった場合には、甲は、同項に基づき、効力発生日の前日までに、本契約について株主総会による承認を求める。
- 2 乙は、2021年3月期に係る定時株主総会において、会社法第783条第1項の規定に基づき、本契約について承認を求める。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約に別途定める場合を除き、本契約締結後効力発生日に至るまで、通常の業務の範囲内で、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理を行う

第8条（剰余金の配当等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議及び効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（法令等に従い株主の権利行使に応じて自己株式の取得をしなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。但し、甲による2021年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対する剰余金の配当（1株当たり上限額：19円）を除く。

第9条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時の直前時において有することとなる自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を消却する。

第10条（本契約の変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、甲若しくは乙の財産状態・経営状態に重大な変動が生じた場合又は本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本契約の内容を変更し又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号に定める場合にその効力を失う。

- (1) 甲が第6条第1項但書に定める株主総会の承認を受けることが必要となった場合において、効力発生日の前日までに当該承認を受けることができなかった場合
- (2) 乙が効力発生日の前日までに第6条第2項に定める株主総会の承認を受けることができなかった場合
- (3) 効力発生日の前日までに法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られなかった場合
- (4) 前条又は次条の規定に従い本契約が解除された場合

第12条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、以下の各号に定める事項を確約する。

- (1) 自ら又は自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではなく、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結及び履行をするものではないこと

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、本契約に関して以下の各号に定める行為をしてはならない。

- (1) 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- (2) 偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

3 甲又は乙は、相手方について第1項の確約に反する事実が判明し、又は相手方が第2項の規定に違反した場合、何ら催告を要せずして、本契約を解除することができる。

4 甲又は乙は、相手方が本契約に関連して締結した契約（以下「関連契約」という。）に関して、関連契約の当事者が反社会的勢力であることが判明した場合、相手方に対して関連契約の解除等必要な措置を講ずることを求めることができる。

5 甲又は乙は、前項の規定により相手方に必要な措置を講ずるよう求めたにも拘わらず、相手方が正当な理由なくこれを拒否した場合、本契約を解除することができる。

6 甲又は乙は、第3項又は前項の規定により本契約を解除した場合、自らに生じた損害の賠償を請求することができる。

第13条（管轄）

本契約に関する一切の紛争に関する調停及び訴訟については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第 14 条（誠実協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈に疑義が生じた場合には、誠実に協議の上、その解決に努める。

〔以下余白〕

以上を証するため、甲及び乙は、本契約の正本 2 通を作成し、それぞれ各 1 通を保有する。

2021 年 5 月 26 日

東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
甲 三菱地所株式会社
執行役社長 吉 田 淳 一



東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目 1 番 1 号
乙 株式会社ロイヤルパークホテル
取締役社長 古 草 靖 久





別紙 2 RPH の最終事業年度に係る計算書類等の内容
(次頁以降に添付)

添付書類

第 32 期 報 告 書

(自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)

事 業 報 告

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本

監 査 役 の 監 査 報 告 書 謄 本

株式会社ロイヤルパークホテル

事業報告

（ 自 2020 年 4 月 1 日
至 2021 年 3 月 31 日 ）

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大、それに伴う政府の緊急事態宣言発出や外出自粛等により、経済活動の抑制を余儀なくされ、低水準で推移しました。

ホテル業界におきましては、渡航制限や旅行需要の激減、宴会、飲食利用の自粛等、新型コロナウイルス感染症拡大が深刻な影響を及ぼしました。

当社はこのような状況のもと、指向するものを ①安全・安心の追求②ウィズコロナに適応する運営体制の確立③収益の改善 と明確にし、様々な施策を推進してきました。

営業面では、感染予防に努めながら Go To トラベル、Go To イートキャンペーン需要を取り込むための新プランや、テイクアウト商品の開発を行ってまいりました。また、施設面では日本料理源氏香の改装工事を実施いたしました。

一方、経費面におきましては、委託業務の一部内製化や利益率の低い受託業務の見直し、その他経費削減を徹底いたしました。

その結果、当期の売上高は前期比 67.1%減の 3,063 百万円、営業損益は 2,841 百万円の営業損失の計上（前期は営業損失 145 百万）、当期純損益は 3,005 百万円の当期純損失の計上（前期は当期純損失 885 百万）となりました。

部門別の概況は次のとおりであります。

宿泊部門

宿泊部門につきましては、Go To トラベル事業により一時的に回復の兆しがあったものの、同事業の一時停止により、再び厳しい状況となりました。テレワークプランやロングステイプランなど、コロナ禍の需要に即した価格訴求型の商品展開をしてまいりましたが、客室稼働率 16.50%、販売客室数 25,235 室、売上高は前期比 83.0%減の 473 百万円となりました。

宴会部門

宴会部門につきましては、一般宴会は、飲食を伴う会合の多くがキャンセルとなり全般的に苦戦を強いられました。婚礼宴会も新型コロナウイルス感染症の影響により、縮小開催もしくは次年度への開催延期となるケースが多く見られました。その結果部門全体の売上高は前期比 75.4%減の 644 百万円となりました。

レストラン・バー部門

レストラン・バー部門につきましては、政府の緊急事態宣言、東京都の時間短縮要請に従い、営業休止や時短営業を余儀なくされました。秋以降は、ランチタイムを中心に回復の兆しが見え、Go To イートキャンペーンも追い風となりましたが、二度目の緊急事態宣言により状況が一変し、再び厳しい状況となりました。その結果来客数 136,352 人、売上高は前期比 59.6%減の 748 百万円となりました。

その他部門

その他部門につきましては、テイクアウト需要の取り込みにより Sweets & Bakery 粋は好調に推移したものの、その他受託先施設については、ホテル同様新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高は前期比 41.4%減の 1,197 百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当期中に実施いたしました設備投資額は 700 百万円となりました。

設備投資の内容は、主として 5 階フロアの改装工事 第 2 期 316 百万円、高層階（20 階から 6 階）パイプシャフト内衛生立管更新工事（第 1 期、第 2 期） 163 百万円などであります。

(3) 資金調達の状況

当会計年度においては、従前の金融機関からの借入に加え、2020 年 7 月に親会社である三菱地所株式会社より運転資金として 40 億円の借入を実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

新年度における国内景気の動向は、一定の経済活動抑制を余儀なくされ、業種間での温度差があるものの、全体的には回復傾向となるものと予想されます。

しかしながら、ホテル業界におきましては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の不確実性、同大会におけるインバウンド観戦客の受け入れ断念など、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により低水準での推移が続く見込みであります。

このような状況のもと、当社といたしましては、従来の運営方法や仕事の進め方、発想等を再度見直し、事業の在り方、事業戦略を再構築してまいります。

コロナ禍におけるピンチを「革新するためのチャンス」と捉え、ウィズコロナ・アフターコロナにおけるお客様の新しいニーズに応え、「連携と革新」をキーワードに、グループホテル、パートナー企業、地域の皆様、その他様々なステークホルダーと連携しながら革新を図り、新しい領域に一步踏み出すべく当ホテルならではの「おもてなし」を表現してまいります。

そのために従業員が働きやすい環境を整えるとともに、①選ばれるホテルになる②グローバルなホテルになる(グローバルに評価され、ローカルに愛される)③収益体質の強いホテルになる 以上 3 つを経営方針として、お客様と従業員の安全・安心な環境を創出する施策をさらにブラッシュアップし、全社一丸となって業績の向上を図って参る所存でございます。

株主各位におかれましては、何卒一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 29 期 (2017 年度)	第 30 期 (2018 年度)	第 31 期 (2019 年度)	第 32 期 (当期) (2020 年度)
売 上 高	9,991 百万円	10,146 百万円	9,304 百万円	3,063 百万円
当 期 純 利 益	140 百万円	164 百万円	△885 百万円	△3,005 百万円
1 株当たり当期純利益	1 円 16 銭	1 円 36 銭	△7 円 37 銭	△25 円 04 銭
総 資 産	15,254 百万円	14,670 百万円	12,778 百万円	13,168 百万円
純 資 産	7,990 百万円	8,147 百万円	7,262 百万円	4,257 百万円
1 株当たり純資産額	66 円 58 銭	67 円 89 銭	60 円 52 銭	35 円 47 銭

(注) 1 株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、1 株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は三菱地所株式会社であり、同社は当社の株式を 65,279 千株（出資比率 54.40%）保有しています。当社は同社との間で、宴会開催等の取引関係があります。

② 親会社との関係

(ア) 親会社との間の取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当該取引をするに当たっては、一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

(イ) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、複数の社外取締役を有し、当社独自の経営判断で事業活動及び経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

したがって、当該取引が当社の利益を害しないと判断しております。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

宿泊・貸席・宴会等のホテル経営

飲食・喫茶業

ホテル・飲食店・スポーツ施設並びに会議室の運営受託及び技術指導

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
493 名	31 名増	37.3 歳	13.1 年

(注) 1. 従業員は外部への出向者を除き、受入れ出向者は含めております。

2. 従業員数には嘱託社員、派遣社員、パートタイマーは含んでおりません。

(9) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高
	百万円
三 菱 地 所 株 式 会 社	4,000
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	732
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	631

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 200,000 千株

(2) 発行済株式の総数 120,000 千株

(3) 株主数 34 名

(4) 大株主（上位 10 名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
三 菱 地 所 株 式 会 社	65,279	54.40
清 水 建 設 株 式 会 社	5,471	4.55
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,802	4.00
東京シティ・エアターミナル株式会社	4,094	3.41
東 京 空 港 交 通 株 式 会 社	4,068	3.39
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,996	3.33
大 成 建 設 株 式 会 社	3,871	3.22
株式会社ロイヤルパークホテルズアンドリゾーツ	3,600	3.00
京 成 電 鉄 株 式 会 社	2,829	2.35
株 式 会 社 日 立 製 作 所	2,671	2.22

(5) その他株式に関する重要事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
古 草 靖 久	取締役社長(代表取締役)	
山 口 利 孝	常務取締役(代表取締役)	
笹 井 高 志	常務取締役(総支配人)	
鈴 木 浩 一	常務取締役	
一 倉 豊	取締役(国際文化会館総支配人)	
秋元 紳一郎	取締役 (営業部長)	
木 村 恵 司	取締役	三菱地所(株) 特別顧問
中 島 篤	取締役	三菱地所(株) 執行役常務
鈴 木 智 久	取締役	三菱地所(株) ホテル事業部長
宮 本 洋 一	取締役	清水建設(株) 取締役会長
齋 藤 宏	取締役	(株)みずほフィナンシャルグループ 名誉顧問
内 波 謙 一	取締役	東京空港交通(株) 取締役社長
小 山 田 隆	取締役	(株)三菱UFJ銀行 特別顧問
山 内 隆 司	取締役	大成建設(株) 取締役会長
水 村 慎 也	取締役	(株)ロイヤルパークホテルズ・アンド・リゾーツ 取締役社長執行役員
仲 條 彰 規	取締役	(株)ロイヤルパークホテルズ・アンド・リゾーツ 取締役副社長執行役員
藤 新 治	取締役	(株)ロイヤルパークホテルズ・アンド・リゾーツ 取締役常務執行役員
花 田 力	取締役	京成電鉄(株) 相談役
岩 本 昌 治	取締役	(株)日立製作所 ビルシステム・ビジネスユニット営業統括本部長
門 脇 邦 彦	取締役	東京エアポートレストラン(株) 特別顧問
高 島 英 也	取締役	サッポロホールディングス(株) 顧問
出 田 裕 藏	常勤監査役	
樋 口 富 雄	監査役	東京海上日動火災保険(株) 名誉相談役
有 森 鉄 治	監査役	三菱地所(株) 取締役兼執行役専務

(注) 1.取締役宮本洋一、齋藤宏、内波謙一、小山田隆、山内隆司、花田力、岩本昌治、門脇邦彦、高島英也の9氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2.監査役樋口富雄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 2020年6月16日開催の第31期定時株主総会に於いて、新たに、秋元紳一郎、中島篤、鈴木智久、仲條彰規、藤新治、内波謙一の6氏が取締役に選任されそれぞれ就任いたしました。

4.取締役坂口廣則、藤岡雄二、増井健人、藤江雅彦、雄城隆史の5氏は、2020年6月16日開催の第31期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 当事業年度における取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役	7名	49百万円
監査役	1名	7百万円
合 計	8名	56百万円

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等 17 百万円は含まれておりません。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 E Y 新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 6 百万円

(3) 監査役が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役は、会社が会計監査人と監査契約を締結する際に、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人に対する報酬額等の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、検証いたしました。

また、監査役は、前述の検証を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、同意することが相当であると判断いたしました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役は、会計監査人が会社法第 340 条に定める事由に該当し、解任が相当と認められる場合には、全監査役の同意に基づき、会計監査人を解任致します。

また、監査役は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等は、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するために必要な体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会・常務会等の議事録及び稟議書その他取締役の職務執行に関する重要な書類については文書保存規程に基づき適切に保存及び管理する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア) 全ての緊急事態発生時における行動指針や連絡・初動体制について「三菱地所グループ緊急事態対応ガイドライン」が定められている。

(イ) 大地震、テロ対策については、震災対策規程及びテロ防止対策マニュアル等に基づき、事前の予防対策や災害発生時の体制を定めると共に、定期的な見直しを行っている。

- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (ア) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - (イ) 経営会議を毎月 1 回開催し、取締役の職務の執行及び施策の実施について審議し、意思決定を行う。
 - (ウ) 稟議規程及び業務分掌規程等の社内規程に基づく職務権限及び意思決定ルールの整備により、効率的に職務の執行が行われる体制としている。
- (4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 「三菱地所グループ基本使命」「三菱地所グループ行動憲章」「三菱地所グループ行動指針」の徹底を図ることで、役職員が遵守すべき行動基準を示すとともに、監査役による監査行動等を通じて、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保している。
 - ② コンプライアンス規程の定めに基づき、コンプライアンス委員会を設置し、各部門長に対してはコンプライアンス委員を委嘱し各部門においてコンプライアンスの率先垂範を求めている。
 - ③ コンプライアンスに関する相談及び連絡等の窓口として社内及び社外にヘルプラインを設置し、運用している。
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 三菱地所グループでは、グループ全体の行動規範となる「三菱地所グループ基本使命」「三菱地所グループ行動憲章」「三菱地所グループ行動指針」等を定め、リスク・コンプライアンス委員会による統括の下、その徹底を図ることで、グループをあげて遵法経営の実施及び業務の適正の確保に努めている。
 - ② 三菱地所では、各事業グループ毎にその事業分野に係る業務を所管する部署を定め、法令遵守体制を構築する権限と責任を与えているほか、「三菱地所グループ経営規程」の運用を通じて、一定の重要事項については必ず三菱地所株式会社とグループ会社が協議ないし情報交換を行うこととすることなどにより、グループ会社の経営の適正、効率性を促進し、当社グループ全体の価値最大化の達成を目標としてグループ経営に取り組んでいる。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役は、他部署との兼務で配置した使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 前号の使用人の人事異動については、常勤監査役の同意を得た上で行うこととする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、取締役、使用人を問わず、速やかにその旨を監査役に対して報告することはもとより、稟議書等の重要書類については書類閲覧を義務付け、また、監査役の職務上必要と判断される事項について報告を行う。

- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

三菱地所グループでは、全ての役職員は、「三菱地所グループリスクマネジメント規程」の定めにより、リスクに関わる情報を収集し報告する責任を負うと共に、公益通報者保護法を踏まえ、社内及び社外に設置したヘルプラインについて、相談・連絡者に対する保護や是正措置等の通知に係る対応方針等を定めた「ヘルプライン運営規則」に基づき運用すること等により、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

- (10) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、「監査役監査基準」の定めにより、職務の執行上必要と認める費用について、予め会社に請求することができ、また、緊急又は臨時に支出した費用については、事後会社に償還を請求することができる。

当社は、監査役の請求に基づき、監査役の職務の執行に必要な費用を支払う。

- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア) 監査役は取締役、使用人及び会計監査人等と意見交換を行うことができる。

(イ) 監査役は経営会議等の重要会議に出席し、必要に応じて説明を求めることができる。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は、次の通りであります。

- (1) リスク管理に関する取り組みの状況

「品質管理委員会」「メニュー表記確認委員会」をそれぞれ毎月1回開催し、企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定及び当該リスクに対する必要な対策について検討いたしました。

- (2) 職務執行の効率性の確保に関する取り組みの状況

定期的に「取締役会」「常務会」「経営会議」を開催し、重要な業務執行に係る事項を決定するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性について審議を行いました。

- (3) コンプライアンスに関する取り組みの状況

コンプライアンスに係る教育は、「コンプライアンス委員会」における会議体での説明や全社員研修を実施することにより、法令の遵守並びにコンプライアンス意識の向上に努めました。

- (4) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取り組みの状況

監査役は、「取締役会」「常務会」「経営会議」等の重要な会議に出席するほか、取締役、使用人及び会計監査人等から定期的に報告、説明を受け、監査の実効性確保に努めました。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
＜ 資 産 の 部 ＞		＜ 負 債 の 部 ＞	
流動資産	1,243,213	流動負債	5,333,730
現金及び預金	128,914	買掛金	40,654
売掛金	224,222	短期借入金 (1年内返済予定長期借入金を含む)	4,290,000
預け金	307,605	未払金	582,405
貯蔵品	59,649	未払法人税等	6,800
前払費用	85,162	未払事業所税	25,859
未収入金	442,039	未払費用	30,776
その他	1,151	前受金	99,322
貸倒引当金	△ 5,532	預り金	55,411
固定資産	11,925,387	賞与引当金	202,500
有形固定資産	11,609,995	固定負債	3,577,584
建物	8,272,432	長期借入金	1,555,000
構築物	14,560	受入敷金保証金	244,023
機械装置	13,623	退職給付引当金	1,754,328
器具備品	265,608	役員退職慰労引当金	24,232
土地	3,043,770	負債合計	8,911,314
無形固定資産	76,598	＜ 純 資 産 の 部 ＞	
電話加入権	7,944	株主資本	4,257,285
施設利用権	143	資本金	6,000,000
ソフトウェア	68,510	資本剰余金	1,040,000
投資その他の資産	238,793	資本準備金	1,040,000
投資有価証券	3,500	利益剰余金	△ 2,782,714
差入敷金保証金	224,588	その他利益剰余金	△ 2,782,714
長期前払費用	10,705	繰越利益剰余金	△ 2,782,714
		純資産合計	4,257,285
資 産 合 計	13,168,600	負債及び純資産合計	13,168,600

損 益 計 算 書

〔 自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月31日 〕

(単位 千円)

科 目	金 額	
売上高		3,063,878
売上原価		3,830,661
売上総利益		△ 766,782
販売費及び一般管理費		2,075,124
営業利益		△ 2,841,907
営業外収益		478,369
受取利息	4	
受取配当金	175	
助成金収入	430,641	
その他の営業外収益	47,548	
営業外費用		147,194
支払利息	43,912	
固定資産除却損	3,877	
固定資産解体費	98,209	
その他の営業外費用	1,194	
経常利益		△ 2,510,732
特別利益		137,143
助成金収入	137,143	
特別損失		624,978
臨時休業による損失	624,978	
税引前当期純利益		△ 2,998,567
法人税、住民税及び事業税		6,800
法人税等調整額		△ 147
当期純利益		△ 3,005,220

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（ 自 2020年 4月 1日 ）
（ 至 2021年 3月 31日 ）

（単位 千円）

	株 主 資 本				純 資 産 合 計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合 計	
		資本準備金	その他 利益剰余金		
			繰 越 利益剰余金		
当期首残高	6,000,000	1,040,000	222,506	7,262,506	7,262,506
当期変動額					
当期純利益	—	—	△ 3,005,220	△ 3,005,220	△ 3,005,220
当期変動額合計	—	—	△ 3,005,220	△ 3,005,220	△ 3,005,220
当期末残高	6,000,000	1,040,000	△ 2,782,714	4,257,285	4,257,285

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 主に移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券
時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産 定額法
無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見積期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度末の負担額を計上しております。

退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により翌事業年度より費用処理しております。

役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度より適用し、会計上の見積りに関する注記を開示しております。

会計上の見積りに関する注記

固定資産の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額
有形固定資産

11,609,995 千円

2. その他の情報

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による今後の収束時期等を予想することは困難であることから、引き続き一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、固定資産の評価を行っております。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権

321,143 千円

短期金銭債務

4,000,381 千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

20,342,991 千円

3. 担保に供している資産及びこれに対応する債務

担保に供している資産

建物

8,272,071 千円

土地

3,043,770 千円

計

11,315,841 千円

上記に対応する債務

1年内返済予定長期借入金

290,000 千円

長期借入金

1,555,000 千円

計

1,845,000 千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

157,504 千円

仕入高

2,072 千円

営業取引外による取引高

支払利息

14,115 千円

2. 助成金収入

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金であります。

なお、臨時休業による損失に対応する雇用調整助成金は特別利益に計上しております。

3. 臨時休業による損失

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、お客様と従業員の安心・安全確保の観点から2020年4月14日から5月31日までの間、ホテルの営業をほぼ休業し、新規予約停止期間といたしました。

このため、休業期間中に発生した固定費（人件費・減価償却費など）624,978千円を臨時休業による損失として特別損失に計上しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の総数	普通株式	120,000,000 株
--------------------	------	---------------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	62,005 千円
未払社会保険料	9,158 千円
未払事業所税	7,918 千円
退職給付引当金	537,175 千円
役員退職慰労引当金	7,419 千円
税務上の繰越欠損金	988,614 千円
その他	245 千円
繰延税金資産小計	1,612,537 千円
評価性引当額	△ 1,612,537 千円
繰延税金資産合計	－ 千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及び親会社からの借入により資金を調達しております。またTMS（トレジャリー・マネジメント・システム）を導入し、資金の借入・貸付を行っております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、売掛承認規程における与信管理の方針に沿ってリスク低減を図っております。

借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

また、預け金（TMS）について信用リスク及び市場リスク並びに資金調達に係るリスクは僅少であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2参照）。

（単位 千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	128,914	128,914	—
(2) 売掛金	224,222		
貸倒引当金（*1）	△ 5,532		
	218,690	218,690	—
(3) 預け金	307,605	307,605	—
資産計	655,210	655,210	—
(1) 買掛金	40,654	40,654	—
(2) 短期借入金	4,000,000	4,000,000	—
(3) 未払金	582,405	582,405	—
(4) 長期借入金（*2）	1,845,000	1,846,693	1,693
負債計	6,468,059	6,469,752	1,693

（*1）売掛金等に対応する貸倒引当金を控除しております。

（*2）長期借入金には、1年内返済予定長期借入金が含まれております。

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金並びに (3) 預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金並びに (3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位 千円)	
区分	貸借対照表計上額
①非上場株式(*1)	3,500
②差入敷金保証金(*2)	224,588
③受入敷金保証金(*3)	244,023

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(*2) 賃借物件において預託している敷金及び保証金は、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であり、その他の預託金等についても、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的な将来キャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(*3) 賃貸物件における賃借人から預託されている受入敷金保証金は、市場価格がなく、かつ、賃借人の入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であり、その他の預託金等についても、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的な将来キャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

関連当事者との取引に関する注記

親会社

(単位 千円)							
種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	三菱地所㈱	被所有 直接54.4% 間接 3.0%	役員の兼任	TMS入金	3,506,171	預け金	307,605
				TMS出金	3,813,776		
				受取利息(注1)	—		
				支払利息(注2)	14,115	短期借入金	4,000,000

(注1) 預け金は三菱地所㈱がグループ各社に提供するキャッシュマネジメントシステムに係るものであり、期末残高を記載しております。

(注2) 短期借入金の金利については、市場金利を参考に決定されております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 35 円 47 銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 25 円 04 銭 |

重要な後発事象に関する注記

多額な資金の借入

当社は、以下の借入を実行いたしました。

(1) 資金用途	運転資金等に充当予定
(2) 借入先	三菱地所株式会社
(3) 借入金額	8億円
(4) 借入利率	基準金利+0.49910%
(5) 借入実行日	2021年4月30日
(6) 返済期限	2022年3月31日
(7) 返済方法	期日一括返済
(8) 担保提供	無

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

株式会社ロイヤルパークホテル
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寒河江 祐一郎 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大久保 照 代 (印)

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ロイヤルパークホテルの2020年4月1日から2021年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

私たち監査役は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

株式会社ロイヤルパークホテル

常勤監査役 出田 裕 蔵 印

監 査 役 樋 口 富 雄 印

監 査 役 有 森 鉄 治 印

以 上